

平成 20 年度 総会報告

平成 20 年 6 月 30 日 (月) 14:00～16:00  
京都テルサ東館 3 階 B・C 会議室

1. 開 会

2. 議 題

第 1 号議案 平成 19 年度事業報告 (案) について ……資料No.1

第 2 号議案 平成 19 年度決算 (案) について ……資料No.2

第 1 号議案と第 2 号議案を一括審議することとし、事務局より説明を行った。  
第 2 号議案の説明後、監事による監査報告があった。

【主な質疑応答】

特にご意見等はなかった。

⇒議決の結果、第 1 号議案、第 2 号議案とも承認された

第 3 号議案 平成 20 年度事業計画 (案) について ……資料No.3

第 4 号議案 平成 20 年度予算 (案) について ……資料No.4

第 3 号議案と第 4 号議案を一括審議することとし、事務局より説明を行った。

【主な質疑応答】

- ・ 参画団体の会費収入について

(会費支払いが義務となっている) 関係団体 (事業者・施設) は、第三者評価の受診側として評価料金を払う立場である。その上更に、会費を納入するというものは如何なものか。

→地方財政の厳しい中、機構内部でいかに自主的財源を生み出すか検討のすえ、ホームページバナー広告や、参画団体のご協力を得て支援機構を支えていけるよう会費導入を取り入れた。第三者評価受診事業所 (法人) には新振興補助金も適用されるので、ご活用いただければと思っている。

- ・ 支出の部で報償費が高いように思われる。調査者の増員と年間需要の関係は？

→経費削減の努力を重ねてきたが、評価調査者のレベルは、第三者評価事業にとって大事なものである。ご理解いただきたい。評価料金の改定等で、今後は受診件数が増えていく事を期待している＝調査者要員の増員

- ・ 第 4 号議案は、会費のことが含まれているが、先に会費規程から議決をとった方が良い。

⇒先に、第 5 号・6 号議案の提案を受け、そちらの議決後に、第 3 号・4 号議案を議決することになった。議決の結果、第 5 号・6 号議案、第 3 号・4 号議案とも承認された。

第5号議案 規約の改正（案）について

…資料No.5

第6号議案 会費規程（案）について

…資料No.6

第5号議案と第6号議案を一括審議することとし、事務局より説明を行った。

**【主な質疑応答】**

- ・ 賛助会費は任意ではなく、義務に変更してはどうか。
- ・ 会費を納入するのであれば、何かメリットがなければいけない。

→会費導入について色々議論はあったが、参画団体全てに会費を請求することは難しいであろう。出来る限り納入していただきたいという主旨で任意という形にしている。まず1年間のこの提案の形で実施して頂いて、会費形態に関しては来年度以降の検討課題とさせていただきたい。メリットについては前向きに検討していく。

### 3. 閉 会